

西村あさひ法律事務所

ビジネスと環境: 気候変動対応法務に関する Chancery Lane Project の紹介①
- 温室効果ガスの排出量削減に向けたモデル条項とその活用 -

環境法・企業法務ニュースレター

2023年8月17日号

執筆者:

E-mail✉ [森下 真生](#)E-mail✉ [森田 桂一](#)E-mail✉ [渡邊 純子](#)

目次

- I 環境法ニュースレターの創刊にあたって／森下 真生、森田 桂一、渡邊 純子
- II ビジネスと環境: 気候変動対応法務に関する Chancery Lane Project の紹介① - 温室効果ガスの排出量削減に向けたモデル条項とその活用 -／森田 桂一、渡邊 純子

I 環境法ニュースレターの創刊にあたって

近年、ESG やサステナビリティの理念の浸透と共に環境に対する意識が高まっています。特に、気候変動対応は、2015 年のパリ協定の締結以降、温室効果ガスの排出削減にむけた様々な仕組みが考案され、企業法務の一部としても積極的な取り組みがなされるようになってきています。こうしたグローバルでの環境法務の発展に対して、日本企業としてどのように対応していくのかについて羅針盤が必要とされてきています。かかる時代の変化を踏まえ、この度、西村あさひ法律事務所の有志により、環境法ニュースレターを創刊させていただくことと致しました。

わが国では、法は環境問題と共に発展してきました。20 世紀初頭に蒸気機関車の排気により樹木が枯れてしまったことが法的に救済されるかが争われた信玄公旗掛松事件は、法の基礎理論を提供したのものとして永く参照されています。その後も、わが国では、四大公害病を代表とする環境問題を通じて、私法と公法の双方が発展を遂げてきました。環境法ニュースレターは、昨今のグローバルなトレンドを踏まえるものであると同時に、わが国の法体系や歴史的な積み重ねを踏まえた、わが国における環境法務を意識した発信を行っていきたいと考えています。

環境法は、国、業界や特定の法領域を超えた射程を有しています。それゆえ、環境法ニュースレターでは、既存のニュースレターの各カテゴリーとのコラボレーションも行っていく予定です。今後、多くの日本企業の皆様に役立つ情報発信をすることができれば望外の喜びです。

II ビジネスと環境: 気候変動対応法務に関する Chancery Lane Project の紹介① - 温室効果ガスの排出量削減に向けたモデル条項とその活用 -

2023 年 4 月に本邦で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合では、ロシアによるウクライナ侵攻に起因する世界的なエネルギー危機が及ぼす地球規模課題の深刻性と、世界の気温上昇を 1.5 度に抑えることを目標とするパリ協定の迅速かつ効果的な実施へのコミットメントの必要性が強調された¹。これに先立ち公表された日本政府の「GX 実現に向けた基本方針」²でも、産業革命以来の日本の産業の大転換点として、今後 10 年で官民あわせて約 150 兆円の投資を行うことが表明されている。このように、日本企業の脱炭素に向けた取組の必要性も益々加速する中、各種の契約条項によりこれを法的観点から支援するプロジェ

¹ https://www.env.go.jp/press/press_01474.html

² 以下「GX 基本方針」という。 <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

クトが発足している。本連載では、かかるプロジェクトである「Chancery Lane Project」について、日本における気候変動条項の今後の実務での活用に向けて、解説をしていく。

1. Chancery Lane Project の紹介 –Net Zero に向けたモデル条項プロジェクト–

「Chancery Lane Project」(以下「CLPJ」という。)は、迅速かつ公正な脱炭素を実現するための各種モデル条項の提供を通じて、パリ協定に基づく排出実質ゼロ目標(以下「Net Zero」という。)を達成することを目的とした、弁護士及びビジネスリーダーで構成される世界最大のネットワークである³。本ニューズレター執筆時点において、142 個の様々なモデル条項をリリースしており、全て CLPJ のウェブサイト上から閲覧可能である⁴。

CLPJ は、2019 年に英国で開始された活動であり、本ニューズレター執筆時点において、多くのグローバル・ローファームや 113 개국から 3600 人の専門家、350 団体が参加している。

この CLPJ は、現在、日本を含む世界各国での利用も可能となるように、同ネットワークに参加する弁護士によって準備が進められている⁵。日本版プロジェクトには、当事務所を含む日本の大手法律事務所に所属する弁護士(本連載の執筆者)等が参加しており⁶、CLPJ のモデル条項のうち日本でも有用と思われる条項の和訳版の公表が予定されている。

CLPJ で作成された 142 個の契約条項は、大きく、(i) コーポレート・ガバナンス、(ii) 労務、(iii) サプライチェーン、及び(iv) ファイナンスに関連する条項に分類することができる。例えば、本連載において紹介予定である「Green Loan Starter Pack」というモデル条項は、(iv) ファイナンスにかかる条項の一例であるが、Loan Market Association の策定したグリーンローン原則に準拠した⁷、追加の表明・保証、誓約(コベナンツ)、レポートング、監査条項等を盛り込んだものである。グリーンローン貸付が増えている一方で、必ずしも適切な契約条項がドラフトされていない実情を踏まえると、本モデル条項は、グリーンローンマーケットの発展・拡大に寄与すると思われる。

CLPJ の各条項は、同活動の開始国であった英国を中心として、大企業による実際の活用事例も現れ始めている。例えば、大手携帯電話キャリアである Vodafone は、「Race To Zero」⁸に参加しており、2030 年までに Scope 1 及び 2 からの温室効果ガスの排出の全廃及び Scope 3 からの温室効果ガスの排出の半減、2040 年までに Scope 3 からの温室効果ガスの排出の全廃をコミットしており、自社の企業努力のみでは実現できない Scope 3 の排出量(自らの企業活動外のサプライチェーンから生じる温室効果ガスの排出量)の削減を目的として、サプライヤーとの協働のため、CLPJ のモデル条項のうち、サプライチェーン関連条項のほか、“Green Investment Obligations”、“Climate Purchase Agreement and Underwriting Sponsor Warranties”及び“JCT Energy Efficiency and Environmental Obligations”を参考にした契約条項等を導入している⁹。この様に、サプライヤーのリスクの程度に合わせたテーラーメイドの契約条項の導入を行っている点等、日本における CLPJ モデル条項の導入においても参考になる。

このように、CLPJ に基づくモデル条項は、(i) 自社の各種温室効果ガスの削減を目標とする活動、(ii) 第三者による温室効果が

³ <https://chancerylaneproject.org/>

なお、CLPJ が目標とする排出実質ゼロ(Net Zero)目標は、2030 年までに 50%削減であり、高い目標を掲げている。

⁴ モデル条項は、イングランド&ウェールズ法、アイルランド法又はニュージーランド法を前提としている。それゆえ、コモンロー(英米法)の実務に基づく特有のニュアンスが含まれており、日本に直接導入できるかについては注意が必要である。

⁵ 日本のほかには、オーストラリア、カナダ、ケイマン諸島(英国海外領土)、中国、ドイツ、ガーンジー諸島(英国海外領土)、インド、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、スコットランド、スペイン、アメリカへの展開が予定されている。

⁶ 日本版プロジェクトは、Stanford Law School の Environmental Law & Policy の卒業生が開始し、現在はその範囲を超えて拡大し、本ニューズレター執筆時点において、西村あさひ法律事務所から 5 名の弁護士が参加している。

⁷ https://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/related_info/loan_principle.html

⁸ 国連気候変動枠組条約事務局が 2020 年に開始した国際キャンペーンで、2030 年までに一定の削減目標にコミットした地方公共団体、大学、企業等が参加することができる枠組みである。2023 年 8 月現在、日本からは、各事業会社に加えて、地方公共団体である東京都や J-REIT といった投資ビークルも参加している。

⁹ <https://chancerylaneproject.org/case-studies/vodafone/>

スの削減の支援、(iii) Scope 3 による削減を実現するための、自社のサプライチェーンに参加する事業者による温室効果ガスの排出削減のコミット、(iv) 金融機関等による温室効果ガスの排出量の削減に資するプロジェクトへのファイナンス等の場面で参考になるものである。但し、個別の企業や場面に応じて最適な条項を選択・修正する必要がある点については後述のとおりである。

2. 日本企業における気候変動対応と取引実務への反映の必要性

日本企業においては、日本と海外各国における温室効果ガス削減への意識の違い、一方で科学的に未解明な部分もある中で急速に進む気候変動関連の各種政策への対応等に未だ戸惑う面も多いと思われる。もっとも、例えば、米国最大の公的年金の運用機関である CalPERS が Climate Change に関するリスクと投資機会を KPI として投資活動を行ったり¹⁰、日本の公的年金の運用機関である GPIF が ESG 指数を KPI とした投資活動を行う等、気候変動対応は、世代を超えた利益を代表する大規模資本の運用において、積極的な取組が進められているところである。こうした状況に加え、冒頭に述べた世界的潮流を踏まえれば、日本企業による気候変動対策も、今後益々真摯に行っていく必要があることは明らかである。このような中で、温室効果ガスの排出量削減を目指す契約実務の導入については、特に、次の4つの場面が重要になってくるものと思われる。

まず1点目として、Race To Zero 等の Net Zero を目標とする活動に参加する場合や、上場企業が自社の温室効果ガスの排出量の開示に伴いその排出量の削減を進める場合、自社のサプライチェーンの状況や取引相手との環境負荷対策に関する協議状況等を踏まえ、サプライヤー等との取引契約に気候変動条項の追加を検討していくことが重要な法的手段となる。GX 基本方針においても、カーボンニュートラルを実現するためには、サプライチェーン全体での GX(グリーントランスフォーメーション)の取組が不可欠とされている。その場合に、CLPJ のモデル条項が、温室効果ガスの排出量の削減に適合した行動フレームワークとして参考になるといえよう。もっとも、モデル条項を機械的に取り入れればよいというものではない点には留意が必要である。各社のビジネスモデルに応じた環境負荷の高低とその個別場面、取引先との協働状況等の諸要素に応じて、参照すべきモデル条項は異なるし、また、現実的かつ遵守可能な条項になる様にテラーメイドの条項を作成すべき場面もあるだろう。例えば、日本の温室効果ガスの排出量の約2割程度を占める中小企業については、GX 基本方針においても、まずはカーボンニュートラルの実現への対応策を知り、自社の排出量等を把握し、そしてこれを削減する、といった取組段階に応じた対応が重要であるとされており、中小企業を取り残すことなく、日本の競争力を維持しながら脱炭素への取組を推進することが必要とされている。このような段階に応じて適切な契約条項を導入することの実務上の必要性については、論を俟たない。

この点において、自社の契約実務においてまずどのような条項を利用しないし作成していくべきかについては、CLPJ のモデル条項の内容や国際的な潮流を含む個々の条項の背景事情等に詳しい本連載の執筆陣に照会されたい。例えば、前述の Vodafone の事例においても、2030年までに Scope 3 を含めた排出量の半減という大胆な目標を掲げながらも、実際に採用された条項は、一部に留まっている。これは、同社の企業活動のうち、主なサプライチェーン上の排出源が、サプライヤーにおける排出、外部への投資活動及びアンテナ等の設備の設置工事によるものであったからであると思われる。

次に、2点目として、Scope 3 の排出量の削減を推進する企業との間で取引を行う場合(上記例でいえば Vodafone と取引を行う場合)、当該取引先(上記例でいえば Vodafone)から、サプライチェーン上の温室効果ガスの排出量の削減を目的として、契約条項の導入が求められる場面が増加していくことが予想される。このような場合にも、その意図や条項の射程、その交渉方針を検討するにあたって、CLPJ のモデル条項は一つの基点になるとと思われる。

さらに、3点目として、EU は、炭素国境調整メカニズム(CBAM)の導入を決定しており、EU 域外からの輸入品に対して、EU 域内において温室効果ガスの排出量を削減するために必要なコスト等に相当する税金を賦課して、域内外の適切な競争環境を整備するための施策を導入することを決定している¹¹。現時点において日本政府の定める温室効果ガスの排出量の削減目標は決して低いものではないものの、具体的なメカニズムの内容に従い、日本企業も EU の同政策による影響を受けることが予測される。こうした新しい企業間のグローバルな競争環境を踏まえると、EU 域内のサプライチェーンに組み込まれている事業者においては、一定の温室効果ガスの排出量の削減に益々真摯に取り組むことを検討していく必要があり、その文脈の中で CLPJ のモデル

¹⁰ <https://www.calpers.ca.gov/page/investments/sustainable-investments-program/climate-change>

¹¹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/green-taxation-0/carbon-border-adjustment-mechanism_en

条項を参照する価値が高まると思われる。

4 点目として、大規模投資家の気候変動に対する姿勢を踏まえると、資本市場において、気候変動に対応した金融商品の充実が喫緊の課題である。こうした金融商品の開発にあたっては、例えば、J-REIT や私募 REIT 等も「Race To Zero」といった活動に参加して温室効果ガスの排出削減に取り組むほか、グリーンローン等を活用する動きも進んでおり、関連する契約に CLPJ 等のモデル条項を踏まえた、温室効果ガスの排出量の削減に資する契約実務を開発していくことが望ましいと考えられる。

3. 結語

本連載では、次回以降、CLPJ の具体的なモデル条項のうち、日本企業に特に参考となると思われる条項について個別に解説していく。

もともと、CLPJ は、現時点における世界最大のグローバルな法律家ネットワークに基づく画期的な契約条項策定プロジェクトではあるものの、温室効果ガスの排出量の削減に向けた契約実務の基点に過ぎない。現時点において、各国における目標設定が相違していることや経済環境の違い等を踏まえると、日本の企業法務においては、特定の立場を代表するモデル条項をそのまま盲目的に導入するのではなく、日本の政策状況とその将来予測、日本の経済実体、個々の業界における取引慣行や個別の取引先の状況、関連法の内容や従来の契約実務等様々な視点を踏まえて、望ましい契約実務を独自に検討していく必要がある。

本連載の執筆陣として、世界的潮流の情報収集に努め、国内外に目を配った温室効果ガスの排出量削減を目指す契約実務の発展の一翼を担い、もって日本企業の経営における気候変動対応の羅針盤となれるように努めていく所存である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 